

社会福祉法人 野の花学園
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野の花学園の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費は、別に定める旅費規程に基づき算定した旅費の支給額とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 実費弁償費は、別に定める旅費規程に基づき算定した旅費の支給額とする。

4 第1項及び第2項の報酬において、特に専門的知識、経験等を必要とする場合には、実情を考慮し増額することができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費は、別に定める旅費規程に基づき算定した旅費の支給額とする。

3 第1項の報酬において、特に専門的知識、経験等を必要とする場合には、実情を考慮し増額することができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設及び各種事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成20年4月1日より適用する

2 この規程は、平成28年11月25日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 野の花学園
役員及び評議員の報酬等に関する規程

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円	旅費規程に基づき算定した旅費支給額
評議員会出席報酬等	5, 0 0 0 円	旅費規程に基づき算定した旅費支給額

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	1 0, 0 0 0 円	旅費規程に基づき算定した旅費支給額
監事監査指導報酬等	1 0, 0 0 0 円	旅費規程に基づき算定した旅費支給額

別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
出張旅費	5, 0 0 0 円	旅費規程に基づく旅費
出張に伴う経費等	実 費	—